

## 「通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岡山県指定 第3373300270号)

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業所の概要	1
2. 事業実施地域及び営業時間	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 事故発生時の対応	5
6. 苦情の受付について（契約書第13条参照）	5
7. 秘密保持について	6

### 1. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所介護事業所・平成16年 4月 1日指定  
岡山県3373300270号
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人哲西福祉会が管理運営する哲西荘デイサービスセンターが行う指定通所介護事業及び介護保険法に基づく第1号通所事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態及び基本チェックリストに該当した高齢者に対し、適正な通所介護事業等を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 哲西荘デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 岡山県新見市哲西町矢田4351

(5) 電話番号 0867-94-3533

(6) 管理者 氏名 渋川文子

(7) 当事業所の運営方針

指定通所介護事業の提供にあたっては、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な援助を行うものとする。

介護保険法に基づく第1号通所介護事業（総合事業通所介護）の提供にあたっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行うものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所は、その提供する通所介護事業等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号）、介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第65号）、新見市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱（平成28年新見市告示第37号）その他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(8) 開設年月 平成16年 4月 1日

(9) 利用定員 30人

## 2. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 新見市哲西町、哲多町、神郷とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月～金 国民の祝日に関する法律に規定する日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く日 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	月～金 午前9時30分から午後3時までとする

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	一 般 型
管 理 者	1 名
生活相談員	1 名以上
看護職員	1 名以上
介護職員	4 名以上
機能訓練指導員	1 名以上
調 理 員	1 名以上

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

<サービスの概要>

##### ①食事（但し、食費は別途いただきます。）

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

12:00～13:00

##### ②入浴

入浴又は清拭を行います。

寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄

ご契約者の排せつの介助を行います。

##### ④機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要

な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第6条参照）

サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なり、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額をご契約者に負担していただきます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

### ①食事の提供（食費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1食あたり650円

### ②通常の事業実施地域以外への送迎

新見市哲西町、哲多町、神郷以外の方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常地域を超えた地点から片道1kmにつき20円とします。

### ③日常生活上必要となる諸費用 実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当と認められる実費費用は負担していただきます。

## （3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

サービス利用料金は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので翌月15日までに現金か金融機関口座からの自動引き落としのいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：JA晴れの国岡山、ゆうちょ銀行

## （4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

## 5. 事故発生時の対応及び損害賠償

通所介護サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、その指示を受け、応急の措置を行う等の対応を講じ、市町村、家族、介護支援専門員、管理者へ連絡します。

施設側に故意過失がある場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、利用者側に重過失がある場合には、損害賠償の額を減ずることがあります。(契約書第 10 条参照)

## 6. 苦情・緊急時の受付について

### (1) 当事業所における苦情・緊急時の受付

当事業所における苦情や緊急時のご相談・ご連絡は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

苦情受付担当者 渋川文子

苦情解決責任者 藤村 晃

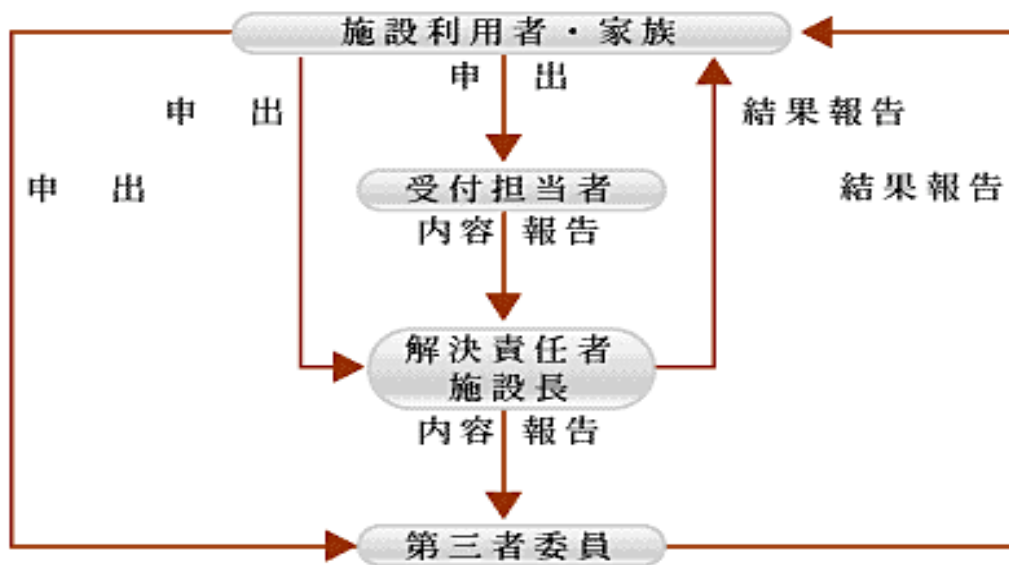
#### ○苦情・緊急時受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:00

#### ○電話番号 0867-94-3533

### (2) 行政機関その他苦情受付

新見市役所 哲西支局市民福祉係	所在地 新見市哲西町矢田3604 電話番号 0867-94-2111 受付時間 月～金曜 8時30分～17時
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 受付時間 月～金曜 8時30分～17時
新見市役所福祉部 高齢者支援課 介護保険係	所在地 新見市新見310-3 電話番号 0867-72-3148 受付時間 月～金曜 8時30分～17時
哲西福祉会第三者委員	埜 香 澄 電話0867-94-3182 渡 辺 昭 良 電話0867-94-2059



## 7. 秘密保持について

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は漏らしません。

ただし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報や利用者の家族の個人情報をを用いる場合があります。

## 8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

○未実施

## 9. サービス利用に当たっての留意事項

次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦に努めるものとします。

火気の取扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。

建物、備品、その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。

喧嘩、口論又は暴行等、他人に迷惑になる行為をしないこと。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

哲西荘デイサービスセンター

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始及びサービス担当者会議等の正当な理由がある場合において、私に関する個人情報を使用することに同意しました。

利用者住所

氏名

印

上記の者は、身体等障害があるため、上記利用者の意志を確認した上で署名を代行いたしました。

署名代行の場合

署名人住所

氏名

印

(利用者との続柄：

)

利用者が通所介護事業所の提供を受けることに伴い、重要事項説明書第7項に記載された利用目的のために、利用者の家族の個人情報を利用することについて同意します。

家族住所

氏名

印

(利用者との続柄：

)